

主 文

- 1 本件控訴をいずれも棄却する。
- 2 控訴費用は，控訴人らの負担とする。

事 実 及 び 理 由

第 1 当事者の求める裁判

1 控訴人ら

- (1) 原判決を取り消す。
- (2) 被控訴人が，平成 9 年 3 月 1 3 日付けで控訴人 A に対し，関自旅 2 第 × × 号をもってなした一般乗用旅客自動車運送事業経営免許申請は却下するとした決定はこれを取り消す。
- (3) 被控訴人が，平成 9 年 7 月 1 5 日付けで控訴人 B に対し，関自旅 2 第 × × 号をもってなした一般乗用旅客自動車運送事業経営免許申請は却下するとした決定はこれを取り消す。
- (4) 訴訟費用は，第 1 ， 2 審とも被控訴人の負担とする。

2 被控訴人

主文と同旨

第 2 事案の概要等

事案の概要は，次のとおり付け加えるほか，原判決「事実及び理由」中の「第 2 事案の内容」に記載のとおりであり（ただし，専ら原告 C ， 同 D ， 同 E ， 同 F 及び同 G に関する部分を除く。），証拠関係は，本件記録中の証拠目録記載のとおりであるから，これらを引用する。

（控訴人らの補足的主張）

控訴人らは，法 6 条 2 項の基準が抽象的であるから違憲・違法であるとは主張していない。被控訴人の本件却下処分が法 6 条 2 項の定め違反している本件審査基準に基づく却下処分であるから違憲，違法，最判違反である等主張しているものであり，原判決は控訴人らの主張を勝手にすり替えミスリードして

要約した曲解判決である。

第3 当裁判所の判断

当裁判所も、控訴人らの請求はいずれも理由がないものとするが、その理由は、次のとおり付け加えるほか、原判決「事実及び理由」中の「第3 当裁判所の判断」に記載のとおりであるから、これを引用する。

(控訴人らの補足的主張に対する判断)

控訴人らは、法6条2項の基準が抽象的であるからこれが違憲・違法であるとは主張しておらず、被控訴人の本件却下処分が法6条2項の定めに違反している本件審査基準に基づく却下処分であるから違憲、違法、最判違反である等主張しているものであるとしている。

しかし、控訴人らは平成10年月9日付け準備書面5頁において、法6条1項4号、2項は極めて抽象的なものであり、行政庁に自由裁量を許し、独断によって、法人タクシー業者を競争から護ることによって法人タクシー業者の利益を護り、運輸監督行政の権限を護り、個人の職業選択の自由、営業の自由、幸福追求の自由を害し、かつ、法の下での平等に反するなど主張しており、更に平成13年11月14日付け準備書面2頁においても、法6条は2種免許者に対して職業選択の自由、営業の自由等に違反する旨明確に主張しているものである。また、本件審査基準の合憲性、適法性については、同基準第10項以外の違法事由の主張は本件各処分の違法と何ら関係がないから、本件で判断すべきものではなく、第10項の地理・法令試験を課することが違法といえないことは原判決書32頁1行目から34頁20行目記載のとおりであるところ、基準の適用に当たっては、形式的画一的に流れることなく、当該一般旅客自動車運送事業の種類及び路線又は事業区域に応じ、実情に沿うように努めなければならないと定める法6条2項に違反する点も見いだせない。

第4 結論

よって、原判決は相当であり、本件控訴はいずれも理由がないからこれらを

棄却し，訴訟費用の負担につき行政事件訴訟法 7 条，民事訴訟法 6 7 条 1 項本文，6 1 条，6 5 条を適用して，主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第 1 7 民事部

裁判長裁判官 秋 山 壽 延

裁判官 藤 村 啓

裁判官 志 田 博 文